

速

中日新聞 報

国と東電再び賠償命令

原発被災者 3800人訴訟

福島地裁 原状回復は認めず

東京電力福島第一原発事故の被災者約三千八百人が国と東電に損害賠償などを求めた訴訟の判決で、福島地裁（金沢秀樹裁判長）は十日、国と東電に賠償を命じた。国と東電の賠償責任を認めたのは三月の前橋地裁に続き二件目。

判決は、国は巨大津波の発生を予見でき、事故を回避できた」と指摘。原告の居住地の放射線量を事故前の水準に戻す「原状回復」は認めなかった。

原告は事故当時の福島県と、隣接する宮城、茨城、栃木三県の住民で、全国で約三十件ある同種の集団訴訟で最大規模。判決は三件目となり、国と東電が津波を予見し事故を回避できたかが最大の争点だった。